

## 一般社団法人岩手県芸術文化協会賛助会員規定

- 1 定款第5条（2）に規定する賛助会員（以下「会員」という。）は、次の2種とする。
  - （1）個人会員
  - （2）法人会員
- 2 入会は、別紙1入会申込書の提出を得て、理事会が承認する。
- 3 承認は、賛助会費（以下「会費」という。）の納入後、別紙2会員の証（当該年度有効）の発行をもって承認したものとする。
- 4 会費は、1口につき、次のとおりとする。
  - （1）個人会員 年額 3,500円
  - （2）法人会員 年額 30,000円
- 5 退会は、会員の意思表示をもって退会とする。
- 6 会長は、会員に対し、会報の送付のほか、協会が主催する岩手芸術祭等各種催事について、鑑賞等の便宜を図るものとする。
- 7 会長は、別表3の会員名簿を整備しなければならない。

### 付則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規定施行前に入会した会員は、この規定による会員として継続するものとする。

### 【参考】

第5条（2）賛助会員 この法人の目的に賛同して、事業を賛助するため入会した個人又は団体

第6条 この法人の会員になろうとする者理事会に申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

第7条2 賛助会員は、総会において別に定める額の会費を支払う。